第 48 回
組合議会定例会会議録

高知県市町村総合事務組合

第48回高知県市町村総合事務組合議会定例会会議録

1　招集年月日時　　令和4年8月12日（金）午前11時00分 開議

2　開 催 場 所　　高知市本町4丁目1番35号　高知県自治会館 6階 第2会議室

3　出 席 議 員

1番	板 原 啓 文 君
2番	中 平 正 宏 君
3番	依 光 晃一郎 君
4番	常 石 博 髙 君
5番	和 田 守 也 君
6番	古 味 実 君
7番	片 岡 雄 司 君
8番	中 尾 博 憲 君
9番	松 本 敏 郎 君
10番	中 城 重 則 君
11番	岩 垣 實 男 君
12番	重 森 一 宗 君

4　説明のため出席した者

管 理 者	戸 梶 眞 幸
副管理者	池 田 三 男
副管理者	上 村 誠
副管理者	笹 岡 貴 文
監査委員	溝 渕 孝
次　長	林 博 則
課　長	北 川 博 史
主　任	辻 百 合
主　幹	岡 村 倫 子
主　事	松 岡 涼

5　議事日程

第 1　議席の指定

第 2　会議録署名議員の指名

第 3　会期の決定

第 4　諸般の報告

第 5　承認第 1 号　高知県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告
第 6　承認第 2 号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
第 7　承認第 3 号　副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
第 8　認定第 1 号　令和 3 年度高知県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算
第 9　認定第 2 号　令和 3 年度高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算
第 10　同意第 1 号　監査委員の選任同意
第 11　議案第 1 号　令和 4 年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算

午前 10 時 56 分　開会

○議長（中城重則君）　ただいまから、第 48 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

ご報告をします。

本年 2 月の定例会以降、第 2 選挙区及び第 5 選挙区にて、補欠選挙が行われまして香美市長の依光晃一郎さん、仁淀川町長の古味実さんが選出されました。

それでは、選出された方々に、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

依光議員、お願いいたします。

○議会議員 3 番（依光晃一郎君）　はい。香美市長の依光です。

4 月の頭から仕事をさせていただいています。

初めての会議なのでしっかり務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中城重則君）　ありがとうございました。

続きまして、古味議員、お願いいたします。

○議会議員 6 番（古味実君）　はい。仁淀川町の古味でございます。

昨年の、8 月末から就任をしております。

まだ 1 年経っていませんので、やはり 1 年サイクルをしてみないと、どういうことか分かりませんが、これからだと思っております。

今後、町民の話とか意見を聴き頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いし

ます。

○議長（中城重則君）　ありがとうございました。

次に、管理者から、挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○管理者（戸梶眞幸君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　はい。管理者。

○管理者（戸梶眞幸君）　開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第 48 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には暑さ厳しい中、また新型コロナウイルス対策など大変ご多用の折にもかかわりませず、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、平素は、皆様方のご協力、ご支援のもと、安定した共同処理事務を行うことが出来ておりますことに対しましても、組合を代表いたしまして、心より厚くお礼を申し上げます。今後も引き続いてのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の定例会には、3 件の「専決処分報告」、「令和 3 年度決算の認定」、「議会議員選出の監査委員の選任同意」、「令和 4 年度一般会計補正予算」など、計 7 議案を提出しております。議案の詳細は、後ほど、事務局からご説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中城重則君）　これより日程に入ります。

日程第 1、議席の指定を行います。

今回、新たに議員となられた方の議席は、会議規則の定めるところにより、ただいま着席のとおり、指定をします。

○議長（中城重則君）　次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、2 番 中平議員、6 番 古味議員にお願いをいたします。

次に日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日 1 日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決しました。

本日の議案は、管理者から提出され、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第４、諸般の報告を行います。

「例月出納検査結果報告書」及び「定期監査報告」は、お手元に配布したとおり３頁と４頁でありますので、お目通しを願います。

これで、諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第５、承認第１号「高知県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　次長。

○次長（林博則君）　はい。それでは議案書５ページをお開きください。

承認第１号「高知県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、一部を除きまして令和４年４月１日から施行の年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第55条第１項からただし書を削る一部改正が行われたことから、法律の一部改正と同様に、高知県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第３条第２項からただし書を削る一部改正を令和４年３月31日に、地方自治法第179条第１項の規定によりまして専決処分を行ったので報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中城重則君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をしました。

これより、採決に入ります。

承認第 1 号「高知県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 6、承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」及び日程第 7、承認第 3 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。議案書第 7 ページ、承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」及び、議案書 9 ページ、承認第 3 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、人事院の国会及び内閣に対する令和 3 年 8 月 10 日付けの職員の給与の改定に関する勧告の趣旨に沿って、職員の期末手当の支給率を、再任用職員以外の職員については、100 分の 120 に、再任用職員については、100 分の 67.5 とし、令和 4 年 6 月に支給する期末手当の特例措置として、昨年度分の引下げ相当額を減額調整する改正と、

職員の期末手当の支給率の改正に伴う副管理者の期末特別手当の支給率に係る読み替え規定の改正を令和 4 年 5 月 20 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので報告し議会の承認を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中城重則君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本 2 議案に対する質疑はございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

本 2 議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をしました。

これより、採決に入ります。

承認第 2 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第 3 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8、認定第1号「令和3年度高知県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算」及び、日程第9、認定第2号「令和3年度高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」の2議案は、関連がありますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。それではちょっと長くなりますので着座させていただきます。

それでは、令和 3 年度の「一般会計歳入歳出決算」及び「特別会計歳入歳出決算」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に、A4 版横の「高知県市町村総合事務組合歳入歳出決算書」、A3 版横の「主要な施策の成果を説明する書類」、A4 版縦の「【事業別内訳】高知県市町村総合事務組合令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況」をお配りいたしております。

ありますでしょうか。決算の内容につきましては、「主要な施策の成果を説明する書類」と、「【事業別内訳】」によりご説明申し上げます。

まず、「主要な施策の成果を説明する書類」によりまして、「退職手当業務」、「消防補償業務」、「議会議員公務災害補償業務」、「交通災害共済業務」、「高知県自治会館管理運営業務」の計5つの業務につきまして、令和3年度の概要のご説明を申し上げます。

それではお手元の「主要な施策の成果を説明する書類」の 2 ページをお開き願います。「退職手当業務」につきまして、ご説明申し上げます。令和3年4月1日現在、「香南市と香美市の2市」、「23 町村」、「19 の一部事務組合」と「中芸広域連合」の県内 45 団体の常勤職員に関する退職手当の支給事務を一括処理いたしております。対象となる職員数は、令和3年4月1日現在、特別職が 78 人、一般職が 5,025 人の合計 5,103 人でございます。市町村負担金は、「一般負担金」と「特別負担金」とに区分され、「一般負担金」は、特別職の給料月額の 1,000 分の 300、一般職の給料月額の 1,000 分の 190 の定率でご負担いただいております。

また、累積収支の赤字額が大きな 1 団体からは、別途、定率を上乗せして納付していただいております。特別負担金は、退職手当に含まれる役職に応じた調整額と、勧奨退職や整理退職の場合に自己都合退職の場合との差額分を納付していただいているものでございます。退職手当は、特別職 33 人と、一般職 268 人の合計 301 人に対しまして 25 億 7,341 万 4,308 円を支給いたしております。

続きまして、3 ページをお開き願います。3 ページは、構成団体ごとの、令和 3 年度の負担金、退職手当の支給額、退職者の内訳でございます。表題の①から③までの列は負担金を、④の列は、退職手当の支給額を、⑤の列は、④の退職手当から②の特別負担金を差し引いた、当組合の実質支出金額を算出したものでございます。構成団体ごとの退職者の状況によりまして、⑥の列のとおり、負担金の額と退職手当の支給額との差し引き額に、「プラス」と「マイナス」がございますが、令和 3 年度は、全体としまして 11 億 2,342 万円余りの黒字でございました。

続きまして、次のページ、4 ページをお開き願います。退職手当の支給状況を、特別職につきましては、職種別と退職事由別に、一般職につきましては、勤続年数別と退職事由別に、特別職と一般職の状況を、退職事由別に整理したものでございます。一番下の、「3 退職事由別退職手当合計」に示してありますとおり、特別職につきましては、任期満了退職が 24 人、自己都合退職が 9 人、一般職につきましては、自己都合退職が 114 人、定年退職が 74 人、勧奨退職が 22 人、公務外死亡退職が 3 人、任期付職員及び会計年度任用職員の任期終了退職が 42 人でございます。

また、退職手当の支給額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業しているときに、その差額を退職手当として支給する「失業者の退職手当」を 13 人に支給しております。

続きまして、5 ページをお開き願います。5 ページは、過去 10 年間の年度別の負担金、退職手当支給額、退職者の内訳及び基金残高の推移でございます。

基金残高につきましては、平成 24 年度末に 35 億 9,700 万円余りであったものが、令和 3 年度末には 91 億 3,200 万円余りと、55 億 3,500 万円余りの増でございます。基金増の要因といたしましては、構成団体の職員の年齢構成によるものと、平成 24 年度以降において、国家公務員の退職手当が官民格差を解消するために引き下げられたことに併せて、地方公務員の退職手当についても引き下げを行ってきたことによるものと考えております。組合では、構成団体の副市町村長ら 8 名を委員とした「退職手当問題検討委員会」を開催し、収支予測を行ったうえで、負担金制度の検討を行っております。

昨年度、この「退職手当問題検討委員会」から報告書が提出されまして、この報告書の内容に沿って、令和 4 年度から、一般職常勤職員に係る一般負担金の負担金率を、将来的には引き上げることを条件に、一時的に引き下げを行いました。

また、会計年度任用職員に係る一般負担金の負担金率についても引き下げを行っております。

ちなみに、令和 4 年度からの一般職常勤職員に係る一般負担金の負担金率は 1,000 分の 190 から 1,000 分の 100 に引き下げております。

また、退職手当基金につきましては、今年度中に 40 億円を債券運用することといたしております。

続きまして、6 ページをお開き願います。6 ページは「消防補償業務」でございます。ご説明申し上げます。令和 3 年 4 月 1 日現在、構成団体は、9 市、14 町村、5 一部事務組合、1 広域連合でございまして、条例定員 7,833 人の非常勤消防団員の方を対象として行っております。本業務は、消防団員等公務災害補償等共済基金、いわゆる「消防基金」と連同して対応している事業でございます。5 年以上在職し退団された消防団員に階級と勤務年数によって定められた退職報償金をお支払いしております。

また、団員が消火活動等に出動中あるいは訓練中などに公務災害に遭われた場合や消防作業等従事者いわゆる民間協力者の方が身体的損害を被った場合などに損害補償も行っております。構成団体の負担金で消防基金へ掛金を支払うことにより、退職報償金及び損害補償の財源全額を消防基金から受け入れております。令和 3 年度事業の概要といたしましては、退職報償金、損害補償費を押し並べて掛け金と支給額を比較いたしますと、支給額が 4,423 万円余り上回っております。退職報償金及び損害補償費の支給対象者につきましては、6 ページ下の参考の 2 に記載しておりますとおり、退職報償金は 281 人に支給いたしております。階級別の内訳は記載のとおりでございます。

また、損害補償費は延べ 41 人に支給いたしました。

続きまして、7 ページをお開き願います。市町村別の負担金の明細表でございます。「退職報償負担金」は、基準額（19,200 円）×団員定数により、「損害補償負担金」と「事務費負担金」は、消防基金が団員定数により定める額と、当組合の事務費の 25%を、人口割 50%、団員定数割 30%、基準財政需要額割 20%により算出いたしております。

続きまして、8 ページをご覧ください。8 ページは、構成団体ごとの退職報償金の支給状況及び階級の内訳でございます。これは、後ほど、ご確認いただければと存じます。

続きまして、9 ページをお開き願います。構成団体ごとに、令和 3 年度に損害補償費を支給した 41 人の補償の内訳を示したものでございます。一番下の行に合計欄がございますが、療養補償費が、6 人で、155 万 8,191 円、休業補償費が、2 人で、45 万 8,692 円、障害補償年金が、5 人で、905 万 3,900 円、遺族補償年金が、28 人で、6,411 万 6,000 円でございます。

続きまして、10 ページをお開き願います。10 ページは、令和 3 年度に認定されました事故及び、過年度に認定され令和 3 年度に災害補償費を支払った事故でございます。令和 3 年度に認定された事故は、5 件でございます。下段には、公務災害防止への取り組みといたしまして実施しております安全装備品整備等助成事業と研修会につきまして記載しております。安全装備品につきましては、消防基金の事業と当組合の基金を活用して安全帽や防火衣など身につける安全用品等の整備を進めているところでございます。令和 3 年度に助成した安全装備品の一覧は 11 ページに記載したとおりでございます。財源の関係上、令和 3 年度から、構成団体を 3 グループに分け、1 会計年度に 1 グルー

プに対して助成を行うこととしております。

令和 3 年度の研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況から、中止といたしております。例年であれば、消防団員等公務災害補償等実務研修会及び指差し呼称を活用した危険予知訓練でありますＳ－ＫＹＴ研修などの各種研修会を、消防基金の事業を活用して取り組んでいるところでございます。

続きまして、12 ページをお開き願います。12 ページは、過去 5 か年度における「退職報償金」及び「損害補償費」の支払状況でございます。これも、後ほど、ご確認いただければと思います。

続きまして、13 ページをお開き願います。13 ページは「議会議員公務災害補償業務」につきまして、ご説明申し上げます。

この業務は、2 市、23 町村、1 広域連合の議会議員についての公務災害補償業務でありまして、一般財団法人市町村議会議員公務災害補償等組合連合会と連動して対応しております。議会議員の公務災害事案は、平成 13 年度以降、発生しておりません。

続きまして、14 ページをお開き願います。14 ページは、構成団体ごとの標準補償基礎額と負担金の状況でございます。こちらも、後ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、15 ページをお開き願います。15 ページは「交通災害共済業務」でございます。ご説明申し上げます。

この事業は、住民の方を対象とした共済事業でございます。令和 3 年度の加入者数は、14,336 人でございます。前年度と比べまして、107 人の増でございます。掛金は、1 人年間 500 円でございます。各構成団体におきまして、加入事務の取りまとめ等を行っていただいておりますことから、加入者 1 人当たり 70 円の支部手数料をお支払いいたしております。令和 3 年度は、共済掛金が 716 万 8,000 円、災害見舞金の支払額が 288 万 3,400 円、支部手数料が 100 万 3,520 円でございます。

続きまして、16 ページをお開き願います。16 ページは、市町村別の加入状況及び災害見舞金支払状況の一覧表でございます。これも、後ほど、ご確認いただければと思います。

続きまして、17 ページをお開きください。17 ページは、等級別支払金額の一覧表でございます。こちらも、後ほど、ご確認いただければと存じます。

続きまして、18 ページをお開き願います。18 ページは、被災者の年代別、被災時の交通用具別の一覧でございます。41 件の被災のうち、60 歳以上の方の被災が 32 件で、全体の約 78%を占めております。

続きまして、19 ページをお開き願います。平成 15 年度以降の加入者数等の推移でございます。加入率は、平成 29 年度からは 9%を切る状態でございます。

また、見舞金の支払件数は、前年度の 54 件から 13 件減の 41 件、見舞金の支払額は前年度と比べ 91 万 0,400 円減の 288 万 3,400 円でございます。

続きまして、20 ページをお開き願います。「高知県自治会館管理運営業務」につきまして、ご説明申し上げます。令和 3 年度における、貸事務所や会議室の賃貸料等の財産貸付収入が、1,819 万 3,700 円、光熱水費の負担金や共益分担金の雑入が、921 万 3,957 円で、管理運営にかかる歳入合計は、2,740 万 7,657 円でございます。

これに対しまして、光熱水費や保守業務委託料などの会館管理費は、1,310 万 1,399 円でございます。

令和 3 年度におきましては、毎年必要な業務に追加して免震装置の定期点検を実施しましたが、昨年度実施した空調機器の隔年点検及び施設の新たな整備がなかったことから、歳入歳出差引額は、前年度と比べ 237 万円余り増の 1,430 万 6,258 円でございます。

また、会議室は、知事と町村長との意見交換会をはじめ、当組合の議会や町村会、議長会の役員会など、各団体の活動に関する意見集約や合意形成の場として使用するとともに、県内市町村の振興を図ることを目的とした県や市町村等が主催する「30」の会議に使用されております。

続きまして、21 ページをお開き願います。「施設整備基金」の状況でございます。自治会館の修繕見込みにつきましては、当会館を施工いたしました竹中工務店より入手いたしました、建物と設備の今後 50 年間に必要な修繕見込み額を基に作成いたしております。修繕費がピークになる 30 年目に必要となる金額、累計 5 億 2,800 万円余りを捻出するために、平成 29 年度からの 30 年間、(2)の積立財源の見込みのとおり、毎年 1,450 万円を積み立てる計画を立てております。単純計算いたしますと、30 年間での基金の積立額は、約 5 億 1,900 万円となり、必要額に対して約 900 万円余りの不足が見込まれますが、入札減等を考慮すれば十分対応可能と考えております。施設整備基金の状況は、令和 3 年度末現在、1 億 5,620 万 8,269 円でございます。

続きまして、22 ページをお開き願います。22 から 24 ページは、執行事務の概要でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止や、ウエブ開催書面表決となった会議がございました。内容につきましては、後ほど、ご確認いただければと存じます。「主要な施策の成果を説明する書類」についての説明は、以上でございます。

引き続きまして、令和 3 年度の決算の内容につきまして、A4 縦の「【事業別内訳】」の資料により、事業別にご説明申し上げます。まず、1 ページ目は「全体収支」でございます。一般会計の決算につきましては、全体収支の状況を一覧表にまとめたものでございます。歳入の合計は、予算現額 53 億 3,958 万 7,000 円に対しまして、収入済額は 50 億 8,422 万 4,237 円でございます。

歳出の合計は、予算現額 53 億 3,958 万 7,000 円に対しまして、支出済額は、46 億 9,620 万 8,516 円でございます。歳入・繰越金の予算現額との差額、1 億 9,622 万円余

りと、歳出・事業費の予算現額との差額、6 億 3,747 万円余りが、予算現額との差額の主なものとなっております。左下の表のとおり、歳入合計から歳出合計を差し引きました形式収支は、3 億 8,801 万 5,721 円でございます。この額から、基金条例の規定により財政調整基金に積立てを行う 99 万 4,272 円を差し引いた 3 億 8,702 万 1,449 円を令和 4 年度へ繰り越すことといたします。

また、実質単年度収支は、形式収支の金額に基金積立金を加え、繰越金と基金繰入金を差し引きました額でございます。

2 ページをお開きください。2 ページは「共通経費」でございます。「共通経費」は議会費、総務管理費など当組合の全事業に関連する経費を取りまとめたものでございます。まず、歳入の「1 職員費負担金」は、市町村振興協会などからの人件費負担金でございます。当組合と事務局を同じくします高知県市町村振興協会、高知県町村会、高知県町村議会議長会等の業務は、派遣協定に基づきまして当組合から市町村振興協会に派遣している 5 名の職員で行っておりまして、給与につきましても、市町村振興協会で支給しております。また、常勤の副管理者、次長、財務課長は、総合事務組合と町村会等の事務局を兼務しておりまして、給与は、総合事務組合から支給しております。このため、この職員費負担金の 2,128 万 9,827 円は、常勤の副管理者、次長、財務課長の人件費に対する振興協会、町村会、議長会等からの負担金と、派遣職員 5 名に係る退職手当や共済費の負担金などでございます。「2 特別会計繰入金」は、交通災害共済特別会計からの事務費等に関する負担金でございます。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。支出済額は、「1 議会費」、「2 総務管理費」及び「4 監査委員費」の合計で 6,138 万 0,607 円でございます。内容につきましては、それぞれ備考欄に記載しておりますとおり「議会費」は、組合議会への議員さんの出席旅費、「総務管理費」は、管理者及び副管理者への報酬、事務局職員の人件費及び各種事務経費でございます。このうち、負担金補助及び交付金の 253 万 4 千円余りにつきまして、若干、ご説明させていただきます。内訳は、備考欄に記載しておりますとおり、町村会共通経費負担金、高知県市町村職員互助会負担金、全国退職手当組合協議会負担金でございます。町村会共通経費負担金は、当組合や町村会、議長会等が共通で使用する消耗品や備品、通信運搬費、パソコンのリース料等の共通経費につきまして、一旦町村会で支出し、その利用割合に応じて、各組織で負担しているものでございます。「監査委員費」は、監査委員監査に係る旅費でございます。これらの経費は組合全体の共通経費でございますので、歳出合計から歳入合計を差し引きしました 3,717 万 8,513 円を、従前から、下のアスタリスク記号のついた「(各事業負担額内訳 再掲)」の表のとおり、各当組合の各事業で負担しております。

なお、この概要につきましては、「共通経費の構成図」として、本資料の最終ページでございます 9 ページに付してございますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、3 ページをお開きください。「退職手当業務」につきまして、ご説明申し上げます。歳入の主なものは、構成団体職員の給料月額をもとに算出する一般負担金と、役職に応じ支給する退職手当の調整額や勧奨退職の場合における自己都合退職の場合との差額を負担していただく特別負担金の 36 億 9,683 万円余りでございます。そのほか、基金運用収入や繰越金を合わせまして収入済額は、46 億 3,915 万 1,411 円でございます。

申し訳ございませんが、お手元の資料の歳入歳出決算書の 6 ページをお開き願います。歳入歳出決算書の 6 ページ、ございますでしょうか。歳入 1 款 1 項 1 目退職手当負担金の 2 節特別負担金につきまして、234 万 0,600 円の収入未済額がございました。これにつきまして、ここでご報告申し上げます。この収入未済額につきましては、退職手当に係る特別負担金の振込を令和 4 年 5 月末に行った際、振込を文書扱いとしたために当組合の口座への入金が出納閉鎖後の 6 月となったことによるものでございます。他に収入未済はございませんでした。【事業別内訳】の資料にお戻りください。

3 ページの歳出のご説明を申し上げます。歳出につきましては、退職手当として支給いたしました 25 億 7,341 万円余りのほか、退職手当システムの保守業務委託料の 57 万 2,880 円、システム機器リース料の 52 万 2,060 円、検討委員会開催経費の 6 万 0,644 円、基金積立金の 16 億 5,000 万円の計 42 億 2,456 万 9,892 円でございます。歳入歳出差引額の 4 億 1,458 万 1,519 円から共通経費と自治会館の光熱水費負担金及び会館維持管理費を差し引いた 3 億 8,602 万 7,181 円が、退職手当業務における翌年度への繰越額となります。

続きまして、4 ページをお開きください。「消防団員等公務災害補償業務」につきまして、ご説明申し上げます。この事業は、「消防団員等公務災害補償等共済基金」いわゆる消防基金と連同して実施しております。歳入項目 2 の「消防共済基金支出金」は消防基金からの受け入れ額でございます。それぞれの備考欄にありますとおり、対応する歳出の特定財源となっております。歳出項目 5 の「安全装備品助成事業費」には、歳入項目 2 の消防基金からの「事業助成金」の 231 万 4 千円と、財政調整基金を取り崩した歳入項目 4 の「基金繰入金」の 1,115 円を充当しております。歳入合計は、3 億 9,174 万 6,051 円、歳出合計は、3 億 7,984 万 8,790 円、歳入歳出差引額は、1,189 万 7,261 円でございます。この歳入歳出差引額から、左下の表にありますように、共通経費、自治会館の光熱水費負担金、会館維持管理費を差し引きました 143 万 0,108 円が、消防団員等公務災害補償業務における剰余金でございます。この剰余金につきましては、基金条例の規定によりまして、2 分の 1 を超える額を消防団員等公務災害補償業務の財政調整基金に積み立てることとなっております。このことから、剰余金の 2 分の 1 を超える 71 万 5,055 円を、財政調整基金に積み立てることとし、残りの 71 万 5,053 円を翌年度へ繰り越すことといたします。

続きまして、5 ページをお開き願います。5 ページは「議会議員公務災害業務」につきまして、ご説明申し上げます。歳入合計は、構成団体から申出のあった補償基礎額をもとに算定した、市町村等負担金の 170 万 7,800 円と、基金運用収入の 844 円との合計の 170 万 8,644 円でございます。令和 3 年度中に公務災害の該当事案がありませんでしたので、歳出合計は、「町村議会議員公務災害補償等組合連合会」への共済基金掛金の 96 万 5,600 円と、基金積立金の 844 円との合計の 96 万 6,444 円でございます。歳入歳出差引額の 74 万 2,200 円は、全額共通経費に充当いたしております。

続きまして、6 ページをお開き願います。6 ページは、「自治会館管理業務」につきまして、ご説明申し上げます。令和 3 年度、自治会館は、2 階の研修室と、4 階北側の事務室をこうち人づくり広域連合に、4 階南側の事務室を高知県保健体育課に貸出ししておりまして、また、3 階、5 階、6 階を当組合と、町村会、議長会、振興協会等で共同使用しているところでございます。まず、歳入でございますが、「1 財産貸付収入」は、こうち人づくり広域連合、高知県保健体育課及び 3 階第 1 会議室の貸室料等でございます。「5 雑入」は、入居団体からの光熱水費の負担金や、町村会、議長会、振興協会からの共益分担金でございます。以上、歳入合計は、2,741 万 6,037 円でございます。

また、歳出の「1 会館管理費」は、光熱水費、修繕費、消耗品費、建物災害共済の掛金、清掃業務やエレベーター保守などの委託料でございます。以上、歳出合計は、2,944 万 2,783 円でございます。歳入歳出差引額は、左下のとおり、マイナス 202 万 6,746 円でございます。この額から、共通経費の 37 万 9,912 円を差し引き、各業務からの負担額 296 万 5,090 円を加えますと剰余金額は、55 万 8,432 円となります。この剰余金につきましては、基金条例の規定により、2 分の 1 を超える額を自治会館管理業務の財政調整基金に積み立てることとなっておりまして、このことから、剰余金の 2 分の 1 を超える 27 万 9,217 円を、財政調整基金に積み立てることとし、残りの 27 万 9,215 円を翌年度へ繰り越すことといたします。各業務負担額の内訳につきましては、下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、7 ページをお開き願います。特別会計の「交通災害共済業務」につきまして、ご説明申し上げます。歳入でございますが、共済掛金は、1 人 500 円×14,336 人の掛金でございます。繰入金は、特別会計の歳入不足額について、交通災害共済基金を取り崩して対応したものでございます。

歳出に移りまして、事業費のうち報償費は、各市町村支部に、加入者 1 人当たり 70 円の手数料をお支払いしたものでございます。需用費は、加入者募集用のリーフレットの印刷代でございます。補償・補填及び賠償金は、事故に遭われた加入者に対する 41 件の災害見舞金でございます。一般会計繰出金の 286 万 7,200 円は、共通経費や自治会館の光熱水費に対する交通災害共済事業の負担分として、共済掛金の 40%を一般会計に繰り出したものでございます。以上、歳入歳出とも、決算額の合計は、744 万 0,923

円でございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。8 ページは、令和 3 年度中の基金の状況につきまして、お示しいたしております、一覧表でございます。

また、9 ページをお開き願います。先の「共通経費」の項目でご説明申し上げましたとおり共通経費の各事業及び町村会等の負担状況につきまして記載した構成図でございます。以上で、令和 3 年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中城重則君）　続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

溝渕監査委員さん、お願いします。

○監査委員（溝渕孝君）　はい。それでは、決算審査の結果につきまして報告をさせていただきます。

去る、7 月 29 日 午前 11 時から、私が、高知県自治会館におきまして、令和 3 年度高知県市町村総合事務組合一般会計及び交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の決算審査を実施いたしました。

審査に付されました一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果その計数は正確であり、予算の執行は所期の目的に従って執行されているものと認められましたので、ここにご報告をいたします。以上でございます。

○議長（中城重則君）　ありがとうございました。

以上で、認定第 1 号及び第 2 号の説明、並びに決算審査の報告が終わりましたが、本 2 議案に対する質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本 2 議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をしました。

これより、採決に入ります。

認定第 1 号「令和 3 年度高知県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算」を採決します。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第 2 号「令和 3 年度高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算」を採決します。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第 10、同意第 1 号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

3 番 依光さん、退場をお願いいたします。

（3 番　依光晃一郎 君　退場）

○議長（中城重則君）　執行部の説明を求めます。

○管理者（戸梶眞幸君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　はい。管理者。

○管理者（戸梶眞幸君）　それでは同意第 1 号の説明を申し上げます。

組合規約第 11 条第 2 項の規定により、議員選出の監査委員に 3 番 依光晃一郎議員を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

依光氏は、平成 23 年 4 月から令和 3 年 12 月まで県議会議員を務められ、本年 4 月

に香美市長に就任、現在１期目であります。
以上でございます。
よろしくお願いをいたします。

○議長（中城重則君）　以上で説明が終わりました。
お諮りします。
本議案は、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。
よって、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。
これより採決に入ります。
同意第１号「監査委員の選任同意について」を採決いたします。
依光晃一郎さんを監査委員に選任することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。
よって本議案は、同意することに決しました。
除斥者を復席させてください。

（3 番　依光晃一郎 君　復席）

○議長（中城重則君）　依光晃一郎さんに告知いたします。
ただいまの採決により、依光晃一郎さんを議員選出の監査委員として選任することが同意されましたので、よろしくお願いします。

○議長（中城重則君）　続きまして、日程第 11、議案第 1 号「令和 4 年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（中城重則君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。議案書の 15 ページ、お開き願います。

議案第 1 号「令和 4 年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 4 年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算　第 1 条第 1 項　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,982 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 5,196 万 1 千円とする。

第 2 項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

次に、予算補正の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをお開き願います。今回の予算補正の目的につきまして、3 点ございましてまず 1 点目は、自治会館 3 階第 1 会議室の空調機内の加湿器のエレメントにつきまして交換が必要であることが判明いたしましたことから、交換するための費用を計上するものでございます。

また、2 点目は、自治会館の 3 階第 1 会議室の白華現象の対策について検討いたしました結果、除湿器を設置することとしたことから、除湿器設置のための費用を計上するものでございます。

また、3 点目は、幡多中央環境施設組合が令和 4 年 4 月 1 日から本組合から脱退したことに伴い、発生する還付金につきまして、当初予算に計上していなかったことから、還付金相当額を計上するものでございます。

これらのことから、歳出の第 3 款「事業費」、第 4 項「財産管理費」、第 1 目「会館管理費」の第 10 節「需用費」に、加湿器エレメントの交換費用を、第 15 節「工事請負費」を新設し、除湿器設置工事費を、第 5 款「諸支出金」に、第 2 項「還付金」第 1 目「負担金還付金」第 22 節「償還金、利子及び割引料」の科目を新設し、還付金相当額を計上し、また、これらの歳出の財源につきましては、自治会館の管理運営業務に係る費用につきましては、財政調整基金からの繰入金を、また組合脱退に伴う負担金還付の財源につきましては、退職手当基金からの繰入金を充てるものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（中城重則君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

○議会議員 1 番（板原啓文君）　はい。

○議長（中城重則君）　板原議員。

○議会議員１番（板原啓文君）　はい。すみません。

補正予算について、先ほどの決算で繰越金が 3 億円ほどあったと思うんですけど、これ（補正予算書）には、今回の補正にはあがってないんですけれども、いつ、これは財源としてあげていくんです？

基金からの繰入れで財源は分かっていますけど、繰越金で十分あるように感じたのですが。

○次長（林博則君）　はい。すみません。

○議長（中城重則君）　どうぞ。

○次長（林博則君）　はい。基本的に、当組合は、繰越金の財源は次年度の予算の財源として使わせていただいていまして。

○議長（中城重則君）　暫時休憩します。　（午前 11 時 50 分）

○議長（中城重則君）　正常に復します。　（午前 11 時 54 分）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（中城重則君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第１号「令和４年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（中城重則君）　挙手全員であります。

よって本議案は原案のとおり可決されました。

以上で提案された議案については全て議了いたしました。

議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第 48 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11 時 55 分　閉会

上記のとおり第 48 回高知県市町村総合事務組合議会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、議長及び署名議員が署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議　　長　　中　城　　重　則

議　　員　　中　平　　正　宏

議　　員　　古　味　　実